



独立行政法人

労働者健康安全機構

Japan Organization of Occupational Health and Safety

johas



事業案内 かわら版 (令和6年8月発行)

兵庫産業保健 総合支援センター

ばんぽ
センター

〒651-0087

神戸市中央区御幸通 6-1-20 ジイテックス アセントビル 8階

TEL.078-230-0283 FAX.078-230-0284

開所時間：平日8時30分～17時15分

ホームページ

兵庫産保

検索

<https://www.hyogos.johas.go.jp>



ご利用・ご相談は
すべて無料!

事業案内

研修会・セミナーの開催



- 産業保健スタッフへの研修会の開催
 - 事業者や労働者を対象とした啓発セミナーの開催
- ※研修会へのお申込みはホームページからできます。

地域産業保健センターの運営



- 労働者数 50 人未満の産業医の選任義務のない事業場に対する産業保健サービスの提供を目的として県内 10 か所に、地域産業保健センターを設置しています。
- 健診結果における異常所見者への就業上の措置（医師の意見聴取）や長時間労働者及び高ストレス者への面接指導を行います。

※申込み等詳細は、P3・4をご覧ください。

メンタルヘルス対策 普及促進のための支援



メンタルヘルス対策を普及促進するため、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、同対策の取り組みや導入を支援します。

- 管理監督者の方々を対象とした「メンタルヘルス」についての教育研修を実施します。（ラインケア研修）
- 若手・新入社員の方々にセルフケアを身につけてもらうための教育研修を実施します。（セルフケア研修）

運動指導による転倒災害・ 腰痛予防訪問支援



- 理学療法士が事業場を訪問し、運動指導に基づいた転倒災害や腰痛の労働災害防止に向けた取り組みを支援します。

産業保健関係者からの 専門的相談対応



- 産業医学・メンタルヘルス・労働衛生工学・労働衛生関係法令に豊富な経験を有する専門の相談員が、産業保健に関する様々な問題について、窓口・電話・メールでご相談に応じ助言します。
 - 工場内や社内の作業環境改善のための助言や測定のために、事業場を訪問する実地相談を行います。
- ※ご相談は予約制となっておりますので、ご予約をお願いいたします。

産業保健専門職（保健師） による訪問支援



- 事業場を訪問し、健康管理の手法・保健指導・健康相談・健康講話の実施・職場巡視についての助言等を通して、労働者及び職場全体の健康づくりを支援します。

※詳しい内容はホームページ内

「保健師によるサポート事業のご案内」をご覧ください。

治療と仕事の 両立支援サービス



病気になった労働者が治療を続けながら安心して働く事ができる職場環境作りをサポートします。

- 産業保健専門職、両立支援促進員が事業場を訪問し、制度導入支援や意識啓発の研修、患者（労働者）と企業間の個別調整支援などを実施します。

産業保健に関する情報提供



- メールマガジンの配信、情報誌「産業保健 21」等により産業保健に関する情報をお知らせしています。
- 産業保健に関する図書等の閲覧・貸出しを行います。

詳しくは、当センターへご連絡ください。



FAX: 078-230-0284

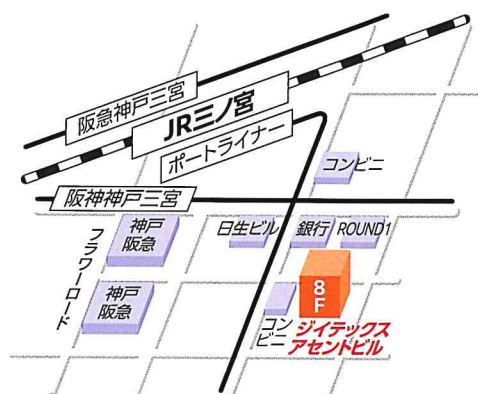


兵庫産業保健総合支援センター申込書

健康診断実施後に行う医師の意見聴取などのご利用は右側の申込書でお申込みください。

事業場名				労働者数
				人
業 種			業務内容	
所在地	〒 -			
	TEL		FAX	
担当者	部署		職名/氏名	
【 希望する支援項目（下記該当番号に○を付けてください） 】				
専門的相談 (来所・電話)	1 健康診断・健康管理について 3 作業環境・化学物質等について		2 職場のメンタルヘルス問題について 4 労働安全衛生法の解釈について	
専門家による 実地相談	1 作業環境の改善・測定		2 運動指導による転倒災害・腰痛予防対策	
産業保健専門職 による支援	1 職場の健康づくり支援（ 保健指導・健康相談・健康講話・職場巡視 等 ）			
治療と仕事の 両立支援	1 治療と仕事の両立支援制度導入		2 治療と仕事の両立支援について相談	
メンタルヘルス 対策支援 (訪問)	1 メンタルヘルス対策導入について 3 管理監督者へのラインケア研修		2 こころの健康づくり計画策定 4 若手・新入社員へのセルフケア研修	
情報提供	1 産業保健21送付を希望 ※上記記載の宛先に送付します。自宅希望は下記にご記入ください。 2 メルマガ配信を希望 メールアドレス（ ）			

<お問合・ご相談内容詳細>



交通案内

JR・阪急・阪神・地下鉄・ポートライナー
三宮駅から徒歩5分

★1階に神戸御幸通郵便局が入っているビルの8階です

健康診断実施後の医師の意見聴取・面接指導などの利用申込書

フリガナ 事業場名	
所在地	〒
労働者数	人
事業内容	
代表者	職名： 氏名：
担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
申込者	1. 事業者 2. 個人事業主 3. 個人事業者への注文者等
本社等の情報	本社もしくは上位組織（支店、工場等）における産業医の選任はございますか？ 産業医選任の有・無： 有 無 （どちらかに○をご記入ください。）
相談内容	1. 健康管理（メンタルヘルス含む）に関する相談等 （対象者 名） 2. 健康診断実施後の医師の意見聴取 （対象者 名） （健康診断実施日 年 月 日） 3. 長時間労働者に対する面接指導 （対象者 名） 4. 高ストレス者に対する面接指導 （対象者 名） 5. その他（ ） （対象者 名） （上記1.～5.の利用希望するものに○をご記入ください。）
事業場訪問	1. 希望する 2. 希望しない
利用申込回数	1. 初回 2. 2回目 3. 2回以上
その他事項	労働基準監督署からの指導による申込の有・無： 有 無 （どちらかに○をご記入ください。） （指導を受けた年月日 年 月 日）

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、本社・親企業の情報もご記入ください。
 なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対象といたします。
 ※総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。（平成31年度から適用）
 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
 ※労働者の健康管理に係る相談等とは、「脳・心臓疾患リスク者保健指導」「メンタルヘルス不調者相談・指導」「ストレスチェック相談・指導」「その他の健康相談」です。
 ※医師の意見聴取は、健康診断実施後概ね3ヵ月以内となっています。健康診断結果の古いデータは、お受けできない場合がございます。
 ※個人事業主の方のお申込みの場合は、労災保険の特別加入をされている方に限ります。
 ※高ストレス者の面接指導は、地域によっては、お申込みができない場合があります。

※下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- | | |
|--|---|
| 1 事業場は50人未満です。 | チェック欄
はい いいえ |
| 2 当社に総括産業医は居ません。 | ☐ ☐ |
| 3 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。 | ☐ ☐ |
| 4 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。 | ☐ ☐ |
| 5 保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている又は保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。 | ☐ ☐ |

※本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターでは、労働者 50 人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人、また 1 人親方等の個人事業主の方（労災保険の特別加入者）を対象として、労働安全衛生法で定められた下記の産業保健のサービスを**無料**で提供します。

相談対応

- 健康診断結果についての医師からの意見聴取
→事業者は、健診結果で異常所見ありと診断された労働者が、就労できる健康状態かを確認するため医師の意見を聴き、必要があれば労働者の働き方の変更に取り組みなければなりません。（労安法第 66 条の 4 参照）
- 長時間労働者に対する面接指導
→過重労働による脳心疾患等を予防するため、時間外・休日労働が月 80 時間超となる労働者から申出があった場合、医師による面接指導が必要です。（労安法第 66 条の 8 参照）
- 高ストレス者に対する面接指導
→ストレスチェックの結果、医師の面接指導が必要と判定された労働者から申出があった場合、医師による面接指導が必要です。（労安法第 66 条の 10 参照）
- その他、労働者の健康管理に係る相談・指導

個別訪問による産業保健指導の実施

- 快適な職場環境作りについての訪問指導（職場巡視）
例・作業環境管理についての助言（熱中症対策等）
・作業管理についての助言（保護具の適正な使用方法等）
・その他労働安全衛生法に関する意識啓発 等

産業保健に関する情報提供

- リーフレット等を用いた広報啓発

※地域産業保健センターのご利用は、事前申込みが必要です。
※1 事業場からの申込みは年度 2 回までです。
※本社等に産業医が居る場合、その産業医への協力を要請するようお願いする場合や医療機関をご紹介する場合もございます。

兵庫県下の地域産業保健センター

地域センター名	TEL / FAX	〒	住 所	担当地域（事業場所在地）
神戸市	TEL 070-2197-8524 FAX 078-351-3570	650-0016	神戸市中央区橋通 4-1-20 神戸市医師会館内	神戸市
尼 崎	TEL 070-2197-8526 FAX 06-6423-8269	661-0012	尼崎市南塚口町 4-4-8 市民健康開発センター ハーティ 21 内	尼崎市
姫 路	TEL 070-2197-8528 FAX 079-269-8517	670-0061	姫路市西今宿 1-3-34 姫路市医師会館南館 2 階	姫路市・宍粟市・たつの市 神崎郡・揖保郡
伊 丹	TEL 070-2197-8529 FAX 072-775-1116	664-0898	伊丹市千僧 1-1-1 いたみ総合保健センター 2 階 伊丹市医師会内	伊丹市・川西市・三田市 丹波篠山市・川辺郡
西 宮	TEL 070-2197-8530 FAX 0798-26-6000	662-0913	西宮市染殿町 6-12 西宮ハイム 602	西宮市・芦屋市・宝塚市
加 古 川	TEL 070-2197-8531 FAX 079-421-4536	675-0065	加古川市加古川町篠原町 103-3 ウェルネージかこがわ 5 階 加古川医師会内	明石市・加古川市・三木市 高砂市・加古郡
西 脇	TEL 070-2197-8533 FAX 0795-23-3460	677-0052	西脇市和田町 688 西脇市多可郡医師会館内	西脇市・加西市・丹波市 小野市・加東市・多可郡
但 馬	TEL 070-2197-8534 FAX 0796-22-1181	668-0045	豊岡市城南町 23-6 豊岡健康福祉センター 2 階 豊岡市医師会内	豊岡市・養父市・朝来市 美方郡
相 生	TEL 070-2197-8535 FAX 0791-23-5302	678-0031	相生市旭 1-6-28 相生市総合福祉会館内	相生市・赤穂市・佐用郡 赤穂郡
淡 路	TEL 070-2197-8536 FAX 0799-22-3633	656-0026	洲本市栄町 1-1-12 洲本市医師会館内	洲本市・淡路市・南あわじ市

各地域産業保健センターへのお申込みは、神戸地域産業保健センターへは裏面（P.3）の「利用申込書」をレターパックもしくは簡易書留にて、その他の地域産業保健センターへは FAX にて送付してください。詳しくは、ホームページをご確認ください。